

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会
開 催 日 時	令和5年8月30日（水）午後7時～午後9時
開 催 場 所	コミュニティセンター学習室（緑が丘ふれあいセンター内）
出 席 者	出席者：諸橋委員長、市川委員、椎野委員、森本委員、鈴木委員（計5名） 欠席者：南委員、中村委員、堀上委員、大槻委員、原田委員（計5名）
議 題	議題1 第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会会議録について 議題2 東京都パートナーシップ宣誓制度について 議題3 その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題1 一部加筆の上、承認する。 議題2 本日の議論をもって、引続き、今後の委員会で協議するものとする。 議題3 男女共同参画計画策定市民懇談会の進捗状況について承諾する。
審 議 経 過  (発信者) ◎印：委員長 ●印：委員 □印：事務局	議題1 第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会会議録について ◎ 前回の第1回会議録案について、内容の確認をする。 ● 「学会」という標記を「日本思春期学会」と修正願いたい。 ◎ 「学会」を「日本思春期学会」に改め、議事録を承認する。  議題2 東京都パートナーシップ宣誓制度について □ ・都内パートナーシップ制度の状況の説明 ・東京都パートナーシップ制度の説明 ● 婚姻とパートナーシップとの違いは何か。 □ 日本での婚姻は、戸籍上の男女により成立するものである。法的な効力を持つカップルや家族が社会的に認められている。一方で、日本で結婚を望むセクシュアル・マイノリティの方は婚姻という制度の要件に該当しづらいことから、自治体が、パートナーとして宣誓した2人を証明し、当事者の困りごとを軽減する目的で、パートナーシップ制度を運用しているが、法律婚と同じ効力が発生するものではない。 ● あるがままを認め合えることが必要であると考えするため、パートナーシップ制度が必要であること自体に違和感がある。 ● 事実婚も、セクシュアル・マイノリティの方と状況は変わらないのか。 □ 事実婚について、パートナーシップ制度を活用できる者と認めている自治体もあり、事実婚に対する考え方は自治体によって異なる。事実婚を制度の対象者としている自治体は、法律婚が可能であるシスジェンダーが、理由を持って婚姻をしない選択をしていたとしても、持っているであろう当事者の困りごとに対応することを検討した結果をかたちにしたのだと考えている。なお、東京都の制度は、双方又は一方がセクシュアル・マイノリティであることを要件としていることから、双方又は一方がセクシュアル・マイノリティではないシスジェンダーの事実婚は対象外である。 ● 外国籍の方との婚姻のように、民法上、法律上認めるということが必要。 □ 性別やセクシュアリティに関わらず、何人も婚姻が可能という法がないため、現在のところ、各自治体は何を目的に制度を構築するかという

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

ことがポイントである。多様性という言葉、セクシュアル・マイノリティの方を軸に考えるのか、いわゆる同性婚のように、お困りごとを抱えるかたも多様のひとつであるのかのの違いであると考えている。国内において、渋谷区等で本制度が開始された直後は、同性婚に焦点を当てた制度が多数見受けられたが、近年は、複雑な多様性に対応するために制度を再構築している自治体もある。

● そのような判断は、市が行っていくのか？

□ 市では、まだ審議を行っていないため、市民委員会での意見や考えを聞きながら、しかるべき時に判断できるようにしていきたいと考えている。

● 東京都の制度があるのだから、それで良い…としてしまうことはよろしくないと考えている。足りない部分を各自自治体で救っていくことが必要。

● 結果、そのようになることが駄目ということではないが、大きな団地があったり、古くから居住される方がいらしたりするこの地域で、問題点があぶり出されたら良い。武蔵村山市独自の制度となるかが肝である。

□ 都民である本市民は、東京都の制度を活用することができるため、本委員会で、様々な自治体の制度を共有し、検証や議論を重ねて、東京都の制度でカバーできない課題があるか否かをご議論いただきたい。

◎ 今後、当事者の声を聞く機会もあると思う。せつかく作るなら、東京都の制度プラスアルファのことを検討してくべきである。東京都の制度は、ファミリーシップについても加味されているということが良いか。

□ そのとおりである。証明にお子様の氏名を記載することができる。ひとりもとりこぼさないことが理想。

● 災害時の対応が大切だと考えていることから、お子さんを含めたファミリーシップは必要だと思う。

◎ 制度の根拠について、条例にすると議会に付議しなければならないが、要綱では付議は必要ない。また、男女平等の条例のようなルールと一緒にするか、独自にするかというテクニカルな面が必要であるということかと思う。

● 多様性条例とはどのようなものか。

□ 多様性には、性の多様性だけではなく様々な内容が含まれる。資料で、多様性条例とお示ししているものは、人権ともいわれるものである。性の多様性に特化したもの、多文化や障害など、様々な人権に関する内容を包含したものを総称している。

男女共同・男女平等は、その対象を、法律上の男と女を指していることに対し、ジェンダーを軸に平等であることを目指している。一方、多様性・人権条例では、男女に限らないセクシュアリティが存在していることが大きな相違点である。男女を区分した条例や要綱において、男女に限らないセクシュアリティのルールを共存させることは、難しい点があると考えている。そのようなこともあり、近年、制度化している自治体は、男女条例を多様性条例として改訂・制定しているケースが多く見受けられる。なお、現在、本市では、条例・要綱・宣言はない。

◎ 多様性については、更なる議論が必要である。性だけではなく、移民・宗教・高齢者など、様々な課題が存在する。日本は、根拠はないものの、一国家一民族一言語のような幻想があり、多様性に耐えられるのかという考え方もある。

● 多様性という言葉は、便利であり不便であるため、頼りすぎないようにし、使い方に注意したい。

◎ 多様の中で生きていくしかないのだが、イントレランス（不寛容さ）

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

を日本は経験していない。マルチぶりが試されている。

- 国によっても多様性は異なる。
- 10年後には、モノレールが動き出し、人の動きも変わってくるが、ある程度のことを想定しつつ、形作っていかねばならない。
- 多様性という言葉が、様々な場所で浸透しているが、池袋で女性の服を着た男性がトイレに入って、女性の身体に触ることがあるなど、セクシュアル・マイノリティではない人が多様性を利用した怖いことが起こっている。また、海外では、男性カップルが養子を引き取るふりをして子どもを売買する事件も起こっている。パートナーシップ制度は、とても良い制度だと思う一方、そのような事態をどのように防ぐかが課題。しっかりとした対策をとらないと、セクシュアル・マイノリティの方が同じようにみられてしまったり、都内の共同トイレがすぐに撤去されたように、必要としている人が困ることが起こる。そのような事を整理しながら進めてほしい。
- ◎ 虚偽の申告をしないような一文を加えるなどの工夫も必要。
- よかれと思って作ったトイレや制度を悪用されてしまっている。本当に利用したい人、利用すべき人が同じように見られてしまうことが本意。
- 男女共同・男女平等は、つきつめていけば人権問題である。男女共同参画推進市民委員会も、男女共同がなされているならば不要な組織であり、本来であれば良い組織である。東京都パートナーシップ宣誓制度を、どのように市に落とし込むか、どのように市民に上乗せしていくかが課題であると考えます。
- 今の本市の現状と、東京都や都内自治体の現状をお伝えし、都民である本市民は、都の制度を活用できることを御理解いただいた上で、他自治体の制度の目的や手法を用いているのかを共有し、都の制度で本市民に必要なと考えられることはカバーできているか否かをご議論いただきたい。
- 委員会で、どのように整理していくのか見えない。各種情報について、行政側であぶり出すのか。
- 都内自治体情報を比較検証していただけるようにする。その前段で、市民が活用できる都の制度を御理解いただくと同時に、各自自治体の条例、要綱や制度は、それぞれの目的に向かって成立していることを御理解いただく必要があると考えている。次回会議以降、都内自治体の制度情報をお示ししていく予定である。
- ◎ 渋谷区など、先進的事例をはじめ、様々な制度等を比較できるということであるが、パブリックコメントなども提示されると良いと考える。武蔵村山市独自の制度を検討するにあたって、市への要望やクレームなどは聞いているか。
- 昨年度、市報コラムの連載を行い、今年度もクイズを行っている。意識醸成と並行し、様々な意見をいただくためにも実施している。今年度実施しているクイズとアンケートにお答えいただいた方は、2回で18名。本市には、良い意見も良くない意見も届いていない。  
セクシュアル・マイノリティ支援事業の居場所事業は、法人に委託して事業を実施している。当事者が参加しやすいように、行政の職員や保護者はその場にはいない。そのような方法についても批判的な意見も受けている。11市、毎月ミーティングをしているので、様々な意見を聞くことができるので、公表されているパブコメを合わせて整理する。
- 当事者のニーズを引き出す方法は、どのように考えているか。
- 周囲にセクシュアル・マイノリティ当事者がいる。多くの当事者は、

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

隠して過ごしているので行政に何かを求めるということをしない場合が多いと考える。若い年代やパートナーシップ制度を活用したい人が、市外に移住し、当事者の声が届かないことも考えられる。市報を読む人も少ないと思うので、もっとわかりやすく目に留まるようにする方法もある。

- セクシュアル・マイノリティ当事者は以前から存在する。最近オープンにする人も増えてきている。一方、苦しんでいる人もいる。隠さなくても良いという土壌を耕す必要がある。
- 制服を選択できるなど、時代や社会は変わってきている。
- 年齢問わず、批判する人はいる。性教育を含め、学校での教育も必要。何も思っていなかった人に関心を持ってもらうことは必要。
- 古き良きと考える方が多いと思う。現代だと思えないジェンダー平等とかけ離れた現状もある。
- 古い概念から、なぜか「悪いこと」だと思っている風潮を感じる。市がオープンに明るいイメージを与えることにより変わっていくかもしれない。浸透させる方法を考えたい。
- 今年5月に東京レインボープライドというイベントに、若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業で出展した。展示した内容は、非常に着目されていた。市民の皆様にお見せしたく、元気フェスタで展示した。武蔵村山市は味方だよ、多摩地域みんなで応援してるよということをお伝えしていきたい。
- 市役所ロビーに展示してはいかがか？
- 日産村山工場があった時代は東西で分断されていた印象だが、イオンに代わって風通しが良くなったと感じる。イオンの電光掲示板を利用することも考えられる。
- さくらまつりや花火大会でも周知可能だと考える。
- 福祉まつりや生涯学習フェスタでブースを設けることも良い。
- 市報コラムも単発で終わらせず、冊子にしても良い。
- 所管施設のイベントやでえだら祭りには展示したことがある。市報は見ない、市役所には行かないという方に、どのように届けられるかを考えなければならない。
- 紙芝居や人形劇にして学校をまわると、お子さん経由で親御さんに伝わる。ブース出展だと素通りされてしまうこともあるので、マスコットキャラクターと写真を撮るなどの明るいイメージがあると受け入れ易い。
- アンコンシャスバイアスは、幼いうちからの対応が必要。
- 文字を少なく大きくした展示が良い。
- 川柳を募集することも考えられる。
- さくらまつりで学校に作品を依頼すると、結構集まる。信金や企業にも協力を依頼することも検討したい。
- ◎ 今後の会議でも、広報の仕方を検討していきたいと考える。また、他自治体の条例や制度の比較、市の窓口寄せられる困りごとなどを共有していきたい。

### 議題3 その他

- 男女共同参画計画策定市民懇談会で精査した市民意識調査及び事業所アンケートは、発送を間近に控えた段階である。10月上旬から集計を開始する予定である。セクシュアル・マイノリティの方に配慮した設問としていることを報告する。

◎ 市民意識調査には、一つ、セクシュアル・マイノリティに関する設問も含まれている。

● 都内自治体でファミリーシップ制度を取り入れているのは足立区だけか？

□ 名称で判断できる自治体は、都内では足立区のみ。東京都の制度のように、名称で判断できなくても内容が包含されているという自治体もある。今後、それらを比較していただけるような資料を提示していく。

次回会議は、10月を予定している。本日、御欠席の委員の皆様には、資料をお送りするだけではなく、丁寧な説明を行い、本日の御意見と合わせて整理する。

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> ● 公開 <span style="float: right;">傍聴者：<u>0</u>人</span> <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 [ ]
-------------	--

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
--------------	---

庶務担当課	協働推進部 協働推進課
-------	-------------

(日本工業規格A列4番)